

市有財産一時貸付契約書（案）

1 件 名 市有財産（床頭台等設置運営事業場所）一時貸付け

2 貸付物件 仕様書のとおり

3 貸付料 売上金額（税額）×貸付料率○%×消費税率

※ただし、貸付料月額が基準額を下回るときは、基準額を貸付料とする

$$\left. \begin{aligned} \text{土地使用料（1）} &= \text{川崎病院土地評価額（円/㎡）} \times \text{建物建築面積（㎡）} \times \text{合計使用面積（㎡）} / \\ &\text{建物延床面積（㎡）} \times 3 / 100 \\ \text{建物使用料（2）} &= \text{建物帳簿原価（円）} \times \text{合計使用面積（㎡）} / \text{建物延床面積（㎡）} \times 7 / 100 \\ \text{（1）} + \text{（2）} &= \text{貸付料合計（3）} \\ \text{（3）} \times \text{消費税率} \div 12 \text{か月} &= \text{基準額（月額）} \end{aligned} \right\}$$

4 貸付期間 令和5年6月1日から令和10年5月31日まで

5 個別条件 仕様書のとおり

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、「川崎市立川崎病院床頭台等設置運営事業 公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、「川崎市立川崎病院床頭台等設置運営事業 一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

病院事業管理者 金井 歳雄

借受人 住 所

氏 名